

記入例

旭市物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)申請書(請求書)

旭市長

受付印

誓約・同意事項を確認のうえ、☒してください。
※全てにチェックが入らないと給付できません。

【誓約・同意事項】

以下の全ての誓約・同意事項について確認する場合は☒を入れてください。※全てにチェックが入らないと給付できません。

- ☒ 旭市物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)(以下「こども加算給付金」という。)の給付要件(※)に該当します。
- ☒ ※ こども加算給付金の給付対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
- ア 世帯の全員が、令和5年度「住民税非課税」、もしくは「住民税均等割のみ課税」である。
- イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ☒ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ☒ 既にこども加算給付金の給付を受けた世帯ではありません。
(他区市町村において同様の要件で給付された子育て世帯への給付金(こども加算一人5万円)を含む)
- ☒ こども加算給付金の給付要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ☒ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ☒ この申請書は、旭市において給付決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ☒ 旭市が給付決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、旭市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、こども加算給付金が給付されないことに同意します。
- ☒ こども加算給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の給付要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

この給付金は、「旭市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金(追加給付分)」又は「旭市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応重点支援給付金」の給付対象世帯(家計急変世帯を除く)のうち、子育て世帯に対する加算です。

1. 申請者・請求者

申請・請求者	(フリガナ)		性別	生年月日	現住所
	氏名				
	〇〇 〇〇		☒ 男 ☐ 女	大正 昭和・平成 55 年 10 月 10 日	旭市〇〇〇〇-〇 電話 ×××× (×××) ××××
	〇〇 〇〇				
現住所と令和5年1月1日時点の住所		☒ 現住所と同一 ☐ 異なる	住所(現住所と異なる場合のみ)		

○ 令和5年1月1日時点の住所が現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書を添付してください。(現住所と異なる方全員分) ※証明書の添付がない場合は、この給付金を給付することができません。

2. 振込口座 (原則、1. の申請・請求者名義の口座)

振込を希望する口座 ☒ いずれか一方に記入してください。 ☐ 要です。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書き下さい。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、旭市社会福祉課社会班(0479-62-5317)までお問い合わせください。

(裏面も必ずご確認ください)

